

(案)

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書
概要版

令和5（2023）年度

小山広域保健衛生組合

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

小山広域保健衛生組合 ー小山市・下野市・野木町ー

本計画見直しの趣旨及び目的

小山広域保健衛生組合（以下「本組合」という。）では、平成 21（2009）年 3 月に、今後のごみ処理の基本的な方向を示すものとして一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、本組合を構成する団体のうち、ごみ処理に関する施設の建設及び管理運営に関する事務を共同で行っている小山市、下野市、野木町（以下「構成市町」という。）と協働して、ごみ処理を進めてきました。

小山市と下野市では令和 5（2023）年 10 月に、野木町では令和 5 年（2023）7 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050 年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指しています。

また、新たな石油資源を使わず使用済みペットボトルから新しいペットボトルに再生する「「ボトル to ボトル」水平リサイクル協定」を構成市町、組合と協栄産業グループ、サントリーグROUP の間で締結し、資源循環の促進とプラスチックごみの削減に取り組んでいます。

これらの背景から、本組合と構成市町ではさらなる燃やすごみの減量化を進めるため、令和 6（2024）年 10 月より燃やすごみを対象に、指定ごみ袋制度を導入する予定としており、これまでのごみ減量化施策に加え、指定ごみ袋制度の導入による排出抑制効果を踏まえたごみ処理の方針を定める必要があることから、本計画の見直しを行うものです。

本計画では、一般廃棄物（ごみ）の処理に係る資源化率の向上や、最終処分量及び温室効果ガス等環境負荷の軽減とともに、ごみ処理コストの削減や平準化を目指します。

計画期間

令和 6（2024）年度から令和 20（2038）年度までの 15 年間を計画期間とします。
なお、地域の状況、ごみ処理の状況等の変化を考慮し、必要に応じて概ね 5 年ごとに見直すものとします。

ごみ処理の理念

・基本理念

計画の根幹となる考え方を表す基本理念は「地域が一体となって資源循環を推進し、最終処分するごみを可能な限り削減することで、環境負荷を低減すること」を目的とし、構成市町の関連計画との整合を踏まえて次のとおり決めました。

<人と自然が共生した 地球にやさしい環境づくり>

ごみ排出量の見込み

指定ごみ袋制度を導入することで、燃やすごみに混入していた資源物が回収されるようになるため、資源化量が増加し、燃やすごみが減少します。

後述する他のごみ減量化施策の効果とあわせて、令和4(2022)年度と比較して計画目標年度令和20(2038)年度には、資源化率が29.7%まで上昇し、最終処分率は3%まで減少する計画です。

		単位	実績 2022 R4	計画目標 2038 R20
ごみ総排出量 (集団回収含む)		t/年	70,502.55	70,012.11
資源化	資源化量	t/年	14,981.10	20,400.29
	集団回収量	t/年	1,161.48	364.85
	資源化量合計	t/年	16,142.58	20,765.14
	資源化率	%	22.9	29.7
最終処分	最終処分量	t/年	2,409.85	2,108.01
	最終処分率	%	3.4	3.0

燃やすごみの削減目標

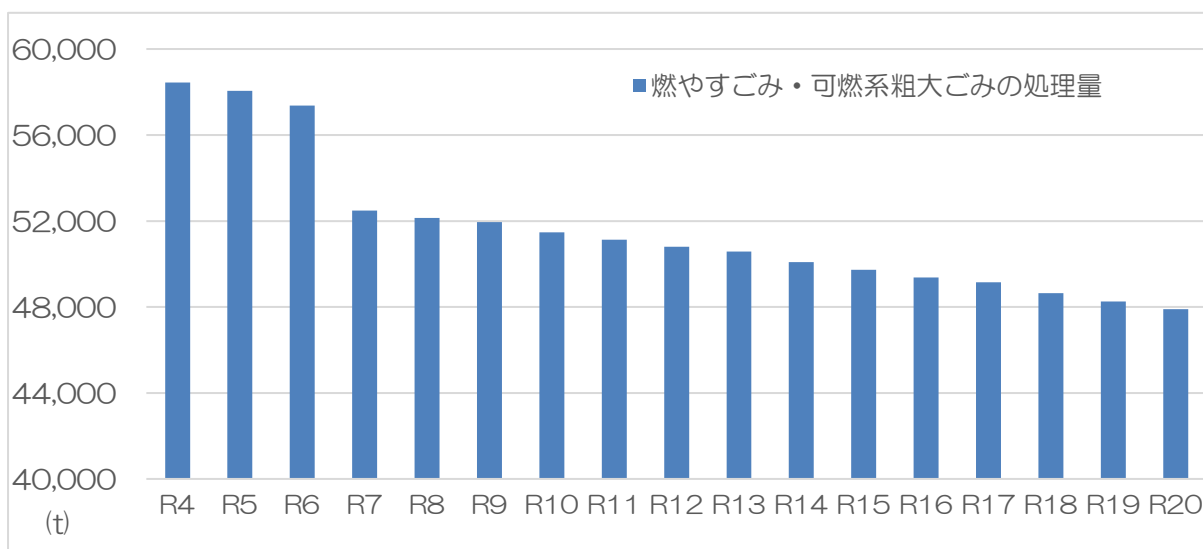
現計画から継続して、第二期エネルギー回収推進施設が稼働開始する令和9(2027)年度までに燃やすごみ5,000tの削減を目標とします。

また長期目標は、計画年度の令和20(2038)年度に家庭系燃やすごみ及び可燃系粗大ごみの排出量を平成29(2017)年度の下野市国分寺・南河内地区の実績である400g/人・日にすることとし、事業系も家庭系と同じ割合で削減することとします。

これにより計画年度には燃やすごみの排出量が約9,000t、15.4%削減される見込みです。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
燃やすごみ・可燃系粗大ごみの処理量(t)	58,058.72	57,375.68	52,479.49	52,144.00	51,946.44	51,470.11	51,131.72	50,798.43

	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
燃やすごみ・可燃系粗大ごみの処理量(t)	50,579.09	50,079.79	49,723.91	49,369.02	49,144.52	48,637.80	48,261.71	47,891.65



ごみ減量化及び資源回収の推進に向けた施策

令和6年10月から実施予定の「指定ごみ袋制度」に加えて、前回の計画改定以降新たに施行された法令に基づく施策として「製品プラスチック」及び「食品ロス」に対する対応の3つを重点施策に位置づけました。また他の施策についても取り組み状況や効果などを検証して見直しました。

・主な施策

対象	内容	主体
住民・事業者共通	【重点施策】 指定ごみ袋制度の実施（燃やすごみ）	市町・組合
	【重点施策】 プラスチック使用製品の分別・資源化の実施（検討）	市町
	【重点施策】 食品ロス削減のための情報提供及び事業者との連携	市町・組合
	古紙類（特に雑紙）の資源化の推進	市町
	直接搬入者の実態把握及び指導	組合
住民	粗大ごみとして排出された家具等の修理・再生を実施	組合
	廃食用油の再生利用	市町
	生ごみ処理機購入、集団回収事業等の支援事業の継続	市町
	分別・減量・資源化に関する出前講座を実施	市町
事業者	多量排出事業者への減量化の要請	市町
	事業系ごみ処理の実態把握と指導	市町・組合
	事業系ごみの処理に関するマニュアルの配布	市町・組合

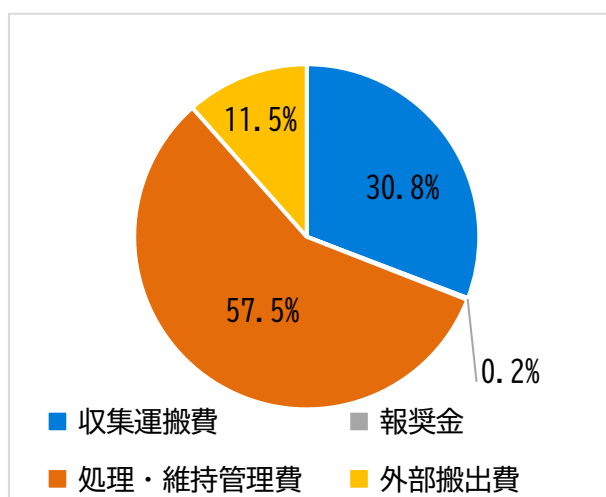
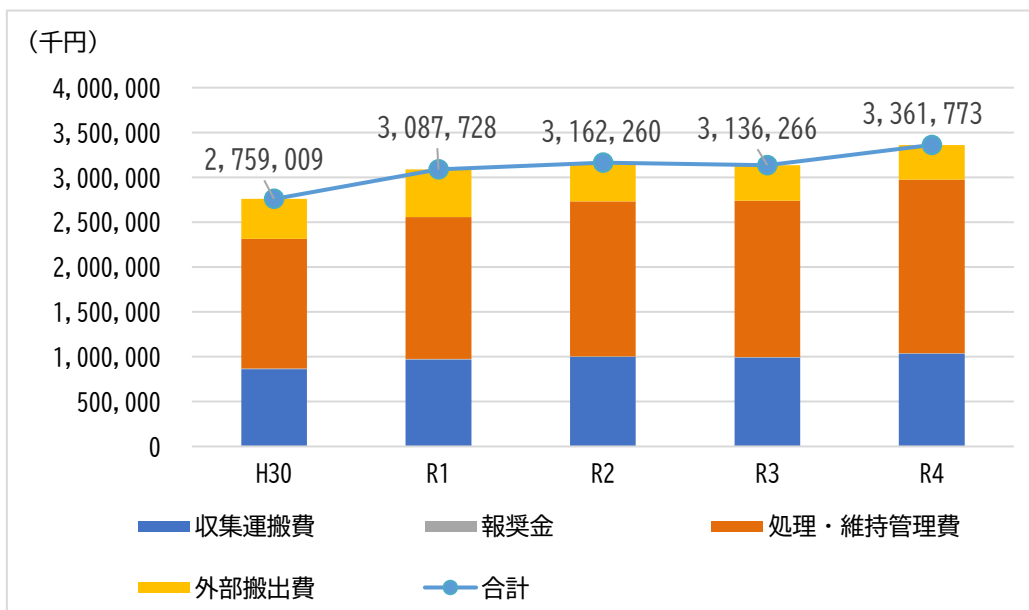
指定ごみ袋制度の基本方針の明記

重点施策である指定ごみ袋制度について説明するとともに、制度の詳細を記載した「指定ごみ袋制度の基本方針」を当計画の一部として位置づけました。

ごみ処理に係る費用について

過去5年間のごみ処理費用と令和4年度のごみ処理費用の構成割合は以下のとおりです。

ごみ処理費用は年々増加傾向にあります。費用の構成率は30%が収集運搬、70%が組合の施設の中間処理や外部委託に要する経費です。



ごみの分別区分ごとに処理単価を算出しました。資源物としての売却単価は控除してあります。

(単位：円/ t)

燃やすごみ	44,623	燃えないごみ	79,348	
生ごみ	69,668	粗大ごみ	可燃系	44,623
剪定枝	69,828		不燃系	79,166
プラスチック製容器包装	70,295	有害ごみ	40,879	
資源物	可燃系	1,325	り災ごみ	80,302
	不燃系	5,809	集団回収	4,870

ごみ処理フロー

令和8(2026)年度までは現在のごみ処理フローで処理しますが、令和9(2027)年度以降は第二期エネルギー回収推進施設の稼働開始に伴い、以下の処理フローで処理します。

第二期エネルギー回収推進施設完成時のごみ処理フロー

